

## 中小企業再生支援協議会スキームによる再生支援手続における プレDIPファイナンス及び商取引債権保護規定の創設

北野知広  
Tomohiro Kitano

PROFILEはこちら



### 1. 産業競争力強化法等の改正

2021年8月2日、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の一部が施行されました。

(<https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210802001/20210802001.html>: 経済産業省のHP参照)

改正内容は多岐にわたりますが、本稿では、中小企業再生支援協議会(以下「協議会」といいます。)による事業再生支援の機能強化について、取り上げたいと思います。

### 2. プレDIPファイナンス及び商取引債権保護規定の創設(総論)

概略としては、中小企業再生支援協議会スキームによる再生支援手続(以下「協議会手続」といいます。)について、法的再建手続(民事再生手続又は会社更生手続)に移行した場合に、協議会手続中に実行されたつなぎ融資(以下「プレDIPファイナンス」といいます。)にかかる債権の優先弁済を可能とする規定や、協議会手続中に生じた商取引債権を保護することを可能とする規定が創設されることになったものです。

これまで、同じく準則型私的整理手続である事業再生ADR手続には同趣旨の規定があり、特にプレDIPファイナンスの優先弁済に関する規定は数多く利用されていたのですが、今般、協議会手続においても、同様の規定が設けられること

になりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」といいます。)及び各都道府県の認定支援機関に設置の協議会(以下、中小機構と合わせ、「中小機構等」といいます。)の行う事業再生に関する指導又は助言のニーズが増大する中、協議会手続においても、法的再建手続への移行を円滑化する仕組みを設けたものです。

新旧対象条文は、

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210205001/20210205001-4.pdf>

をご参照ください。

### 3. プレDIPファイナンスの保護について(各論)

これまでは、協議会手続中に実行されたプレDIPファイナンスについては、法的再建手続に移行した場合、基本的には、他の一般債権と同様に弁済が禁止され、同一条件で権利変更の対象とならざるを得なかったことから、協議会手続中にプレDIPファイナンスを得ることは困難であり、円滑な事業再生に支障を来たしていました。

そこで、法的再建手続に移行した場合でも、裁判所は、プレDIPファイナンスについて再生計画案において他の再生債権

と異なる取扱い(優先的な弁済)を認めるかについて、優先的な弁済をすることについて協議会手続中の対象債権者(金融債権者)が全て同意していること等を協議会手続中に中小機構等が確認している場合、そのことを考慮した上で判断することになりました。

#### 4. 商取引債権の保護について(各論)

協議会手続中に発生した商取引債権は、協議会手続中には基本的に全額を弁済することになりますが、法的再建手続に移行した場合は、少額債権の弁済を除き、他の一般債権と同様に弁済が禁止され、同一条件で権利変更の対象とならざるを得ませんでした。

協議会手続は非公開でなされますので、一般的に取引先に知られることはありませんが、万が一、協議会手続中であることが判明した場合、取引先との取引継続に支障が生じることがあります。また、法的再建手続に移行せざるを得ない場合は、取引先についても上記のとおり弁済が禁止されることから、取引先との取引継続ひいては事業の再生に支障を来たす場合があります、事業再生を目指す企業の事業価値も毀損することになります。

そこで、商取引債権について早期に弁済しなければ事業再生に著しい支障を来すこと等を中小機構等が確認した場合、裁判所は、そのことを考慮した上で、法的再建手続上の保全処分の対象外(いわゆる保全の穴あけ)とするか、少額債権の弁済の対象とするか、あるいは、再生計画案において他の再生債権と異なる取扱い(優先的な弁済)を認めるかについて判断することになりました。

#### 5. 留意点

いずれの規定もあくまで考慮規定であり、裁判所を法的に拘束するものではありませんが、裁判所としてもよっぽどのことがない限り、協議会手続中になされた中小機構等による確認を適切に考慮なさるでしょうから、プレDIPファイナンスや商取引債権の優先的な取扱いについて予見可能性が高まったといえ、今後の協議会手続の実務、ひいては円滑な事業再生に多大な影響が生じると考えられます。

ただし、あくまで法的再建手続に移行した場合に優先的な取扱いがなされるにとどまり、破産手続に移行してしまった場合にまで優先的な取扱いがなされるわけではないことには注意を要します。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



**【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】**